

平成23年第6回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

平成23年12月15日（木）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第17 議案第 3号 遠軽町スポーツ推進審議会条例の制定について（総務・文教
（付託案件） 教常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第18 議案第 4号 遠軽町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に
（付託案件） 関する条例の一部改正について（総務・文教常任委員会審
査報告、会期中審査）
- 日程第19 議案第 7号 遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正
（付託案件） について（民生常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第20 意見案第1号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書
- 日程第21 意見案第2号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書
-

◎出席議員（17名）

議 長	18番	前 田 篤 秀 君	17番	浅 水 輝 彦 君
	1番	石 田 通 行 君	2番	今 村 則 康 君
	4番	林 照 雄 君	5番	黒 坂 貴 行 君
	6番	松 田 良 一 君	7番	岩 上 孝 義 君
	8番	山 田 和 夫 君	9番	岩 澤 武 征 君
	10番	杉 本 信 一 君	11番	山 谷 敬 二 君
	12番	高 橋 眞千子 君	13番	荒 井 範 明 君
	14番	阿 部 君 枝 君	15番	奥 田 稔 君
	16番	高 橋 義 詔 君		

◎欠席議員（1名）

3番 清 野 嘉 之 君

◎列席者

《平成23年12月15日》

町 長	佐々木 修一 君	教育委員会 委員長	富永 史朗 君
代表監査委員	秋保 利勝 君	農業委員会 会長 職務代理者	新国 純一 君

◎説明員

副 町 長	広井 澄夫 君	総務部長	高橋 義久 君
民生部長	村本 秀敏 君	経済部長	高嶋 朝雄 君
経済部技監	松井 雅弘 君	総務部参与	佐藤 優 君
民生部参与	石川 弘美 君	総務課長	寒河江 陽一 君
情報管財課長	岩山 靖彦 君	企画課長	加藤 俊之 君
財政課長	太田 守 君	保健福祉課長	松橋 行雄 君
住民生活課長	渡辺 喜代則 君	税務課長	鈴木 光男 君
農政林務課長	安藤 清貴 君	商工観光課長	大河原 忠宏 君
建設課長	中川原 英明 君	建設課参事	山本 善宏 君
水道課長	岸野 博美 君	会計管理者	松本 妙子 君
生田原総合支所長	岡村 宏 君	丸瀬布総合支所長	工藤 敏広 君
白滝総合支所長	池田 博利 君	白滝総合支所産業課長	加藤 雅史 君
教育 長	河原 英男 君	教育部長	橋本 健一 君
教育部次長	藤江 敏博 君	社会教育課長	中村 哲男 君
社会体育課長	工藤 重雄 君	図書館長	佐川 哲史 君
総務課参事	藤本 陽一 君	監査委員事務局長	吉田 博之 君
農業委員会事務局長	安江 陽一郎 君	選挙管理委員会事務局長	吉田 博之 君

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	伯谷 正明 君	庶務・議事担当主任	小玉 美紀子 君
事務局 主幹	河本 伸二 君	庶務・議事担当主任	梶田 淳一 君

《平成23年12月15日》

◎開議宣告

- 議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は、17人であります。
清野議員より欠席の届け出があります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、松田議員、浅水議員を指名いたします。

◎日程追加の議決

- 議長（前田篤秀君） お諮りいたします。
お手元に配付いたしました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第17 議案第3号及び日程第18 議案第4号

- 議長（前田篤秀君） 日程第17 議案第3号遠軽町スポーツ推進審議会条例の制定について、日程第18 議案第4号遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

平成23年第6回定例会において付託いたしました総務・文教常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

山田総務・文教常任委員長。

- 8番（山田和夫君） ー登壇ー

総務・文教常任委員会に付託をされました2件の案件に係る委員長報告をさせていただきたいと存じます。

平成23年第6回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託をされました議案第3号及び議案第4号について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により、審査結果をここに御報告申し上げます。

初めに、議案第3号遠軽町スポーツ推進審議会条例の制定についてを御報告いたします。

本条例の制定につきましては、スポーツ基本法の施行に伴い、必要な事項を定めるもの

であります。

本委員会といたしましては、委員会審査を平成23年12月13日に行い、現行の遠軽町スポーツ振興審議会条例にありません委員の委嘱について、新条例では第3条に委員の委嘱を規定するなどをされている、その内容等について審査を行いました。

本年5月1日に任命されておりますスポーツ振興審議会の委員の数は10名でございますが、1名がその後お亡くなりになっておりますので、現行9名の審議会委員がおりますが、現行のスポーツ振興審議会条例では委嘱の条項がないために、この10名の委員のうち約9割がスポーツ団体代表者で占められている現状がございました。しかし、今回提案をされましたスポーツ推進審議会条例では、第3条に委員の委嘱の条項が規定をされておりますことから、平成25年5月に任命をされるでありましょう新しい委員の任命に当たっては、新3条の委嘱の条項にあります(1)識見を有する者、(2)スポーツ団体の代表者、(3)その他教育委員会が必要と認める者、これらのバランスに配慮することと同時に、女性委員の積極的な登用を検討されることを教育部長に要望し、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

次に、議案第4号遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御報告を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、スポーツ基本法の施行に伴い、所要の文言の訂正を行うものであります。

本委員会としては、委員会審査を平成23年12月13日に行い、全会一致をもって、両案件を原案のとおり可とすることに決定したところであります。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますよう心よりお願い申し上げます、委員長報告にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は上程の順により行います。

これより、議案第3号遠軽町スポーツ推進審議会条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を採決いたします。

《平成23年12月15日》

採決は上程の順より、各案件ごとに行います。

これより、議案第3号遠軽町スポーツ推進審議会条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第7号

○議長(前田篤秀君) 日程第19 議案第7号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

平成23年第6回定例会において付託いたしました民生常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

黒坂民生常任委員長。

○5番(黒坂貴行君) ー登壇ー

民生常任委員会付託案件に係ります委員長報告をさせていただきます。

平成23年第6回遠軽町議会定例会におきまして、民生常任委員会に付託されました議案第7号について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により、審査結果を報告いたします。

本条例の制定につきましては、所得税法及び地方税法の一部改正による保育徴収金(保育料)に与える影響を生じさせないようにするための必要な事項を定めるものであります。

本委員会といたしまして、委員会審査を平成23年12月13日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

議員各位におかれましては、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

《平成23年12月15日》

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第20 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第20 意見案第1号環太平洋経済連携協定に反対する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松田議員。

○6番（松田良一君） ー登壇ー

意見書を朗読させていただきます。

環太平洋経済連携協定に反対する意見書。

このたび、政府は、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加を表明した。

畑作、酪農、畜産などの農林水産業を基幹産業とする本道において、TPPが締結されると、海外の安い農水産物が大量に流入し、農山漁村は崩壊するおそれがあります。

こうした中で、国民に対して情報提供がなされず、国民合意がないまま交渉参加に向けた関係国との協議の開始を総理大臣が表明したことは、極めて遺憾であります。

今、政府が行うべきことは、足腰の強い農林水産業を構築し、農山漁村を再生させることであります。

よって、国においては、TPP協定が地方の産業と国民生活に及ぼす影響などについて十分な情報提供とあわせて、国民的議論を行うとともに、引き続き、道民・国民合意のないまま、関税撤廃を原則とするTPP協定には参加しないことを重ねて強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年12月15日、北海道遠軽町議会 。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣であります。

議員各位の賛同を心からお願いします。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

《平成23年12月15日》

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号環太平洋経済連携協定に反対する意見書についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

◎日程第21 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第21 意見案第2号防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○14番（阿部君枝君） —登壇—

議員提案させていただきます。

防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書。

国の防災基本計画には、平成17年に「女性の参画・男女双方の視点」が初めて盛り込まれ、平成20年には、「政策決定過程における女性の参加」が明記された。この流れを受け、地域防災計画にも女性の参画・男女双方視点が取り入れられつつあるが、具体的な施策にまで反映されていると必ずしも言えない。

中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が、平成23年9月28日にとりまとめた報告においても、防災会議へ女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることへの配慮が盛り込まれている。

よって、国においては、防災会議に女性の視点を反映させるため、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望する。

記。

一つ、中央防災会議に少なくとも3割以上の女性委員を登用すること。

二つ、地方防災会議へ女性委員を積極的に登用するため、都道府県知事や市区町村の長の裁量により、地方防災会議に有識者枠を設けることを可能とする災害対策基本法の改正を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月15日、北海道遠軽町議会。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣。

《平成23年12月15日》

議員の皆さんの御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

杉本議員。

○10番（杉本信一君） ただいまの2件の意見書に関してなのですが、日付の下の部分、「北海道遠軽町議会議長」、2件ともこうなっておりますけれども、今までの慣例でいくと「北海道遠軽町議会」で終わっているべきだというふうに思うのですが、単なる打ち込みのミスのような気がしますけれども、議長のほうにおいて精査をしていただければと思います。

○議長（前田篤秀君） 議長において、後刻、議事録を調査の上、精査することにいたします。

これより、意見案第2号防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係省庁に送付いたします。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成23年第6回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前10時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前田 篤秀

署 名 議 員 松田 良一

署 名 議 員 浅水 輝彦